

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第6回）議事録

■日時 令和元年10月23日（水）午前10時2分～午前11時30分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池本委員、小林委員、寺島委員、宮越委員、宗方委員、保高委員

■議事内容

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業
⇒ 大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、大気汚染及び騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。
総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
 - (1) 立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業【2回目】
⇒ 前回到引き続き、選定した項目について質疑及び審議を行い、総括審議へ向けた審議事項の候補を整理した。
 - (2) 八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業【1回目】
⇒ 大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観及び史跡・文化財の全7項目について、質疑及び審議を行った。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第6回）

速 記 録

令和元年10月23日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

(午前 10 時 02 分 開会)

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第二部会委員 13 名のうち、8 名の出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○坂本部長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、立川都市計画道路 3・3・30 号 立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となっております。

それでは、「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 かしこまりました。それでは、3 ページ、資料 1-1 をご覧ください。「環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について」、事業名称は「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」となります。

選定した環境影響評価の項目は大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物、温室効果ガスの 5 項目となります。項目についての意見がございます。後ほど説明します。

選定しなかった環境影響評価の項目は悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤等、記載の 12 項目となります。これについては意見はございませんでした。

都民の意見及び周知地域区長等の意見」は、別紙のとおりとなります。4 ページをご覧ください

ださい。

意見等の件数については、都民からの意見が3件、周知地域区長等からの意見が、江戸川区長、市川市長、浦安市長の3件、合計6件となります。

都民からの主な意見については、代表的なものを御紹介させていただきます。

大気についてですが、東風・北風が吹くと粉じんがたくさん飛んできます。風向きを考慮の上、調査地点を増やし、調査してほしい。

騒音・振動についてですが、土曜日の作業音で困っている。調査は土曜日も含めて行ってほしい。騒音、交通量の調査は四季を通じて行ってほしいというものでした。

5 ページ、水質汚濁」についてですが、工事完了後発生する排水の油水分離処理前と処理後の水質調査を行ってほしい。現状の工場内に存在する地下水の水質調査を行ってほしいというものでした。

大気、騒音・振動、悪臭の3項目に関連するものとしまして幾つかございます。現状の工場から発生しているアスファルト粉じん、騒音、悪臭(アスファルト臭)で困っている。調査は妙見島内だけでなく、事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域の範囲内においても、調査地点を設けて現在の状況を把握してほしい。深夜時間帯も操業するようなので、24時間連続で騒音や振動、交通量、粉じんの調査を行ってほしい。以前から重機で石を砕く音がうるさい。粉じんも風向きにより対岸まで来て車の上に積もるといった意見がございました。

続いて、周知地域区長等からの意見でございます。江戸川区長、市川市長、浦安市長からございました。

最初に江戸川区長からとなります。

調査計画書において、予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。

事業場から発生する騒音・振動・悪臭・粉じん等の公害現象に対して、既存施設も含めて現況を把握し、既存敷地を含む計画地全体で、測定地点や評価項目等の見直しを検討されたい。また、既存施設の稼働に伴う公害現象を考慮して調査・予測・評価されたい。

現在の道路ネットワークを考慮すると旧江戸川沿いの土手道から東葛西4丁目の住宅街を抜けるルートを使用する搬入・搬出の車両が多く、事業規模拡大により通過車両の増加が懸念されるため、調査地点等の追加を検討されたい。同様に、事業規模拡大による交通渋滞が

予想される妙見島へ降りる地点を加え、調査・予測・評価を実施されたい。

アスファルトプラントやリサイクルプラントには複数の臭気発生源があり、悪臭苦情の申し立てもあることから、既存施設であっても、調査・予測・評価の対象とされたい。

高さ10mの遮音壁があるが、騒音及び粉じん調査地点ではヤードが遮音壁より高くなっており、影響は広範囲にわたると考えられるため、対岸に調査地点を設けることを検討されたい。騒音に関しては、深夜時間帯の作業も予定されているので、それを踏まえて調査・予測・評価を実施されたい。

低周波音に関して、発生源に最も近い敷地境界で調査・予測・評価を実施されたい。

リサイクルプラントは、アスファルト分の燃焼も考えられる。アスファルト分には硫黄が含まれているため、リサイクルプラントから発生する硫酸化物について調査・予測・評価を実施されたい。

敷地内の設置されている既存井戸を今後も利用するのであれば、地盤沈下について調査・予測・評価を実施されたい。

妙見島は都市計画上、「緑地」指定となっていることから、生物・生態系を創出できる環境に配慮した計画とすべきであり、調査・予測・評価を実施されたい。

次に、市川市長からです。

大気汚染に係る予測・評価小項目における二酸化窒素の評価の指標について、千葉県の行政区域内については「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準のほか、「千葉県環境目標値」を加えること。

新たに疑義が生じた場合、または知見の集積が得られた場合については、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講じること。

最後に、浦安市長からになります。

悪臭評価の追加として、当該影響範囲内の地域より悪臭による苦情が発生していることから、悪臭においても予測・評価すること。

ページが変わりまして、大気汚染物質の目標値の見直し、その他については、市川市長と同じものですので省略させていただきたいと思います。

3ページの資料1-1にお戻りください。選定した環境影響評価の項目について、担当項目の委員から意見がございました。大気汚染、騒音・振動共通のものです。

1 本事業では、施設供用後に解体工事が行われることから、工事の施行中の大気汚染及び騒音・振動については、工事用車両と関連車両の同時走行を勘案の上、適切に予測時点や予

測地点等の設定を行うこと。

2 本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増大が見込まれることから、工事完了後の大気汚染及び騒音・振動については、現況と施設供用後の関連車両の台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における影響を予測・評価すること。

説明は以上となります。

○坂本部長 それでは、意見については大気汚染と騒音・振動の共通の意見となりますが、本日は大気汚染を担当されている日下委員が欠席ですので、騒音・振動担当の私から意見について補足説明をさせていただきます。

まず、1 番の意見についてですが、工事の予測については、工事用車両の走行台数が最大となる時点ということになってはいますが、この施設が新施設稼働後に旧施設を解体するために、解体時の工事用車両と新設の関連車両が同時に走行することになるということで、それを勘案した上で走行台数が最大となる時点を算出する際に、工事用車両とともにその時期に運用される関連車両を勘案した上で適切に予測時点を決めて予測評価をしていただきたいという意見であります。

意見の2についてですが、都民の方の意見にもありましたが、更新後の処理能力が増強されるということですが、この資料では搬出入車両台数が施設整備後の台数のみの記載であり、現況からどれくらい増えるかが不明確であるということで、その増分を明らかにして予測評価をしていただきたいという意見でございます。

その他、日下委員からコメントなどは届いていますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 日下委員から特に意見等は預かってございません。

○坂本部長 それでは、本件について御質問等がございましたらお願いします。

○宮越委員 江戸川区長からの意見にもありましたが、敷地内に井戸がありまして、現状は地下水の利用があるということがコメントにありました。今回の評価項目には水循環と地盤が評価項目に含まれていないのですが、その理由として工事に伴う地下水利用がないということも挙げていますから、この点、現状の井戸についてもきちんと正確に書いていただいたほうがいいのではないかと思います。ただ、工事に伴ってその井戸がなくなるとも聞いていますので、その旨を含めて、現状をどのように利用しているのか等、工事に伴ってどのように変わるのかということもきちんと書いていただいたほうが、図書としては正確なのではないかと思いますので、その旨、事業者にお伝えいただければと思います。

○坂本部長 それではそのようによろしくお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 私のほうで対応するようにします。

○坂本部長 そのほかございますでしょうか。

○池本委員 都民からの主な意見ですとか関係区市長の意見は、割と具体的に調査の項目に対して、これをやってほしいとか、このような内容の調査をしてほしいと出ているのですが、この対応状況について我々は把握することはできるのでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 こういった意見も記載しておりますので、それを踏まえた上で今後評価書で調査をしっかりと行うということで対応してまいりたいと思っております。

○池本委員 言われたから全てをやるということにはならないと思うのですが、その中で適切に判断して進めていくということ、ここではそういう認識で理解すればいいということなのでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 関連する周辺の区市長の意見とか都民からも、既存施設を含めてというところが記載として多いということでございます。その辺については、敷地内の同一施設でもありますので、既存施設が稼働しているときにしっかりと状況を把握するということは対応してまいりたいと、事業所から伺っております。悪臭についても騒音にしても一番多いので、既存の施設が動いているときにしっかりと確認してまいりますというような形で行うことにしております。

○池本委員 今、何でこんなことを聞くかということ、前回気づかなかったのかもしれないのですが、悪臭のコメントが多くて、処理対象物を見ていると、そんなに強い悪臭を出すような処理対象物ではないのかなと思っていたのですが、現状で結構多いと。今回調査項目から外されていると思いますので、それを入れる、入れないというのは大きな話になるかなと思ひまして、その辺、確認させていただきました。今、話題として出ていましたので、その趣旨を踏まえて対応されていくのかなと理解したということなのですが、それでよければよろしいかなと思います。

○宮田アセスメント担当課長 今回、改修するプラントは悪臭の発生源ではないということで、これは予測・評価の対象にはしないのですが、現状はどうなっているかということについてはしっかりと把握するようにという形。悪臭の問題もありますので、悪臭をとるような施設がしっかりとついておりますので、悪臭の状況を把握した上でしっかりと設備が機能しているかどうかということについても、事業者のほうでしっかりと把握して対応してまいりたいということになっております。予測評価の対象にはしませんが、現況の把握の中で問題があればしっかりと施設を見ながら対応していくというふうに事業者から伺ってございます。

○池本委員 現状で苦情が出ているというコメントが何個かあったと思うのですが、事業者
に聞いたほうがいいのかしれないのですが、その内容というか、臭質というか、そういった
ものは事務局のほうで把握されていますか。

○宮田アセスメント担当課長 苦情について、最近どういう苦情があったかということにつ
いては伺っていきまして、浦安市のほうで平成 29 年 2 月に臭気の関係、それから江戸川区のほ
うで平成 31 年 2 月に臭気とか騒音の関係で苦情があったと伺っております。

○坂本部会長 現況の苦情に対してはアセスとは別なのだけど、対応はいろいろ出ているこ
とはわかったので、お願いします。

○宮田アセスメント担当課長 我々もアセスの対象とは別に苦情が出ているということにつ
いては由々しき問題だと思しますので、それは、地元の理解が得られるようにしっかり対処
してくださいということは、こちらから話もしますし、事業所もそういう対応はしている
ということでも伺っております。

○坂本部会長 その他ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それではほかには特に御意見がないようですので総括審議をお願い
します。事務局から説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 お手元資料の 8 ページ、資料 1-2 をご覧いただきたいと思
います。「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価調査計画書について(案)
となります。

第 1 審議経過

本審議会では、令和元年 8 月 15 日に「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係
る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、
部会における審議を行い、周知地域区長等の意見等を勘案して、その内容について検討
した。

その審議経過は付表のとおりである。

ということで、付表は 9 ページにつけてございます。

第 2 審議結果ですが、これについては先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので
省略させていただきます。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の
規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長等の意見及び今後の事業計画の具体化を

踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○坂本部長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますでしょうか。

それでは、ただいま説明した内容で次回の総会に報告いたします。

次に、「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」の環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

なお、審議の進め方についてですが、本日は第2回目ということになりますが、前回出していた質問、コメントに基づいて議論をしていただきたいと思います。それをもとに総括審議へ向けたまとめの場としていただきたいと思いますと考えていますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、事業者の方は席の移動をお願いします。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知しました。それでは資料2をご覧ください。

前回、委員の皆様方、それから事業者様、活発な御審議、ありがとうございます。こちらの資料ですが、前回第1回目の審議におきまして委員の皆様からいただいた指摘や質問事項などと、それらに対する事業者の方から御説明いただいたことを環境影響評価項目ごとに、また環境影響評価項目に区分できない事項はその他として一覧表に整理したものでございます。

表は、左から番号、項目、委員の皆様からの指摘、質問事項等、さらにその右に委員の皆様からの指摘、質問事項等に対する事業者の方の説明等、さらに右の欄が本部会で回答済みなど取り扱いについて記載してございます。

10 ページから参りますと、1番が大気汚染について、2番から4番が騒音・振動、5番から7番が土壌汚染、8番から14番にかけて景観、そして15番から16番が廃棄物、17番が水循環、18番が史跡・文化財、19番から26番にかけてその他として記載してございます。全部で26事項と、数的に多く、時間の都合もございまして、読み上げなどの具体的な説明はここでは割愛させていただきたいと存じます。今、説明申し上げた分は適宜スクロールいただ

き、ご覧いただければと存じます。事務局からの説明は以上でございます。

○坂本部長 御意見や修正等がございましたら、お願いいたします。

○事業者 おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

事業者としての訂正なのですが、番号でいいますと、14番、ページで申しますと14ページに当たります。こちらのところで事業者説明の欄に【事業者訂正】ということで書いております。質問事項は、景観について左側の下5行のところ、「緑の回復に努める」「周囲への協力」により、「長い目を見たときに影響が小さくできるという予測の結論となるのではないですか」という質問をいただいております。こちらについて、先月、私から「変化の程度は小さい」と書いておりますが、記載について工夫していきますというお答えをさせていただきました。

それで、検討させていただき、事実を確認させていただきました。その結果なのですが、まず、技術指針の景観の評価方法については、そこから括弧書きで7行ほどありますが、「対象事業の実施が景観に著しい影響を与える要因とならないことを基本とし、評価の指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。」とされておりますので、今回の場合ですと、植栽、街路樹を可能な限り設置していったり、電線共同溝、ケーブル、電柱をなくす形で地中に配線する形で景観への影響が可能な限り小さくするような取り組みは進めておりますので、変化の程度は小さいという形での記載の形で問題ないと事業者としては判断しております。

○坂本部長 これでは質疑に移ってよろしいですか。

○森本アセスメント担当課長 ほかに訂正などなければ質疑に進んでいただければと思いますが。

○坂本部長 訂正というのはこちらの訂正ですか。

○森本アセスメント担当課長 この資料の。

○坂本部長 資料に関して何か訂正はございますか。

○坂本部長 それでは、引き続き事業者との質疑応答を行うことにします。前回、宗方委員が御欠席で、私がかわりにいろいろ質問させていただいたのですが、私も理解の浅いところがありますのでうまく質問できてなかったかもしれません。宗方委員から前回の内容について御意見等お願いします。

○宗方委員 前回、欠席しまして失礼しました。本件、いろいろと書かせていただいたことで、今の御説明、案のところの植樹帯の設置とか緑の創出を図ること云々ということは重々

わかっているのですが、そもそもこの場所が、景観とは何か、眺望とは何かという哲学的な問題になりかねない問題が絡んで、非常に難しいことは重々承知しておりますが、測定されたポイントが都立の学校に緑地が豊かにあるところを全部伐採した状態で、全く風景が変わるという場所のはずなのに、それをあえて測定対象にしていないというところで何か御意図があったのではないかというような印象がありましたので、このように質問させていただいた次第です。

当然、こういう道路をつくることによって回りが削られることによって眺望そのものが大きく変化するというのは当たり前のことなので、これは制御しようがないということはわかっているのですが、技術指針の表現も「著しく影響を与えるようにならないことを基本とし」という、道を広げたからといって変化はしないのだという、そもそも景観とは何か、眺望とは何かということがわからない状態で書いているところという難しさがあるとは思っております。ただ、一方で何かしら周りに働きかけをしていくということが先々、この中に書けるかかどうかというのは難しいかもしれませんが、あろうかと思ったのですが、11 ページ、8 番のところに対する事業者様の御回答は、「公共施設の中にも木を植えてもらえるよう働きかけを進めていきたい。」と書いていらっしゃる。とすると、14 でも、そのような意味で御回答いただいているのかということの意図を、8 で書いているから同じことを書く必要はないということなのか、その点については全く別なアプローチなのかということについては、また別なアプローチになるのかということをお確認させていただこうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○事業者 今、宗方委員からお話がありましたとおり、まずここは学校とか自衛隊があります。ですので、公共施設に関しては我々としても樹木を植えていくということを働きかけていくことは可能ですし、いろいろとお話し合いの場でそういった形はとれるかと思えます。

ただ、どうしても民有地、民間の私有地のところの木につきましては、移転とかもろもろの権利者の方の判断がございますので、それについてはそちらまで含めて働きかけていくというのは実情としては難しいというのがあります。まずは公共施設についてはきちんと対応をとっていくというのを前回回答させていただいております。

14 番のところについては、うまく説明できなくて申し訳ないのですが、まずは変化の程度については街路樹とか電線共同溝、地中に開管することによって地上部分についてはごちゃごちゃするものがないように整備していきますということで、変化の程度は小さいという形を書かせていただいております。

○宗方委員　そもそも、だから景観とは何かという問題なのですよね。変化はしているのですよ。ただ、それに対しての補償措置をしているという理解であるべきだと思うのですね。これだけ道を広げても、電線など地中化すれば効果があると言われてしまうと、それは見れば全く別物になるわけで、書き方というところで全く変化はしていないよという解釈にされてしまうところが後々危険かなと思っておりました。大きく道を広げる以上は眺望として変化がある、それに対する補償措置として、いろいろな措置をしていくのだというふうに読み取れるような表現にしたほうがいいのではないかというコメントです。

○坂本部長　それでは、そのほか、前回の質問と回答、この資料に基づいて。

○池邊委員　景観の13番で、緑化をしたらいいのではないかということに対して、「ツタ類が落下しオートバイ等に危険を及ぼすことから、安全上懸念があり」とあるのですが、皆さん御存じのように、昨今の壁面緑化がツタ類などを用いるというよりは、どちらかというとマット類で、枯れたら取り替えるというものが多く、余り下に落ちるといふ、もし安全上問題があるとすれば、落葉が多いものを選んだ場合には、そういうことがあるかと思うのですが、通常の壁面緑化に用いているようなものの場合には、それほど落葉のかさが多くなるとか、あるいはスリップに影響するようなものというのではないので、ここでツタ類が落下しというようなことを書いて警察上の許可が下りづらく対応が難しいという表現は、やや、昔の壁面緑化を前提としたものであるのではないか。

もう1つは、遮音壁の色については工夫する余地があると思うが、一般的な工業製品のためということが書いてあるのですが、これは例えば最近ですとグラスウールのものですとか、さまざまなものがありまして、選び方、透明性とかそういうものも含めてかなり工夫されているものがあるので、必ずしも色彩だけ、いわゆる一般的な工業製品の中の色彩だけのものを選ぶというよりは、できる限り、周辺との景観に影響を及ぼさないようなものを選定するという形に、もう少し前向きな回答をいただくことはできないのか。

以上2点について御質問させていただきます。

○事業者　まず最初の緑化なのですが、文書で書かせていただいておりますとおり、車道の真ん中の中央分離帯というのが狭い空間になっております。ですので、その部分に十分なツタというか、植栽に雨の水が当たって十分供給できるような幅が確保できないというのが実情です。ですので、一般的に道路でも壁面緑化をしようとするところがあります。ただ、それを行っているのは、こういった中央分離帯という、育成していくための厳しい環境であるところではなく、例えば歩道と民地側に高低差が生じたときに壁面緑化をすとか、そういった

交通上危険を及ぼす影響がないところについては壁面緑化している実情がございます。ですので、実情としてはこの中央分離帯とのところにツタ類というか、植栽を植えていくのは難しいというのが実情でございます。

それから、色につきましては、まずは遮音壁ですので、特注品ではなく工場製品であるものを一般的に使わせていただいております。道路ですので経済性も我々は求められております。ですので、なかなか特注品というのは設置が難しく、工場製品の中の例えばなのですが、色彩については国のほうでも景観に配慮した道路附属物のガイドラインというものを定めておりまして、例えばダークグレーだったり、普通の鉄板のシルバー系ではなくダークグレーを使ったりというのがありますので、色についてはこれから地域にマッチするものを我々も検討していきたいと思っております。

○池邊委員 今回の回答ですが、今もツタ類とおっしゃられているのですが、私は国の道路緑化推進等の改正を2年前に行ったものに参加させていただいております、あと、国道などですと、いわゆる民間の製品になるのですが、その製品名は申し上げますが、蛇籠のようなものを用いたような壁面緑化のものも国道で使った事例もありますし、あと、工業製品の中で色彩の中ですが、特注ではなくても今ダークグレーというお話があったのですが、国が一昨年、道路構造物の見直しをしている中では、ダークグレーというだけではなくて、もう少し茶系のもも入ったウォームグレーといいますか、いわゆるダークグレーと、どちらかという自然環境の中の茶色しかないというわけではなく、特に住宅地などでは少し茶系の入ったグレーなどを比較的周囲の景観となじみやすいもの。ダークグレーですと、道路と色彩と両方相まって非常に工場のような感じというか、暗い感じが特にする場合がありますし、あとはブルー系の入ったようなもので、上のほうの空に向けて抜けているようなもの、その辺、国の指針等を一昨年、大々的に見直して、色彩等も従来のものより幅広くしておりますので、東京都においてもそういったものを使っただけのようお願いします。

また、あわせて、国の道路緑化指針では街路樹の足元に灌木ではなくてグランドカバーでよいというような形に変更させていただいていますが、東京都の道路緑化推進の中では、まだ多分、挿し木やいわゆる灌木を使うようなことになっていて、それはどちらかという道路安全上とか安全の観点からもあまりよくないということもありまして、私のほうでは国の道路局でオングランドカバー、しかも、いわゆるツタ等ではないもので、あと木本類などですと、使ったものを結構対応して、既に事例等も全国でいろいろ国道においては使っておりますので、ぜひとも都においてもそのあたりを、先ほど街路樹等という話でしたが、

景観に対して本当に将来的にも美しい緑化に努めていただきたいと思います。

今のは、国のほうの指針等を見て前向きに善処していただきたいという意見ということで結構でございます。

○坂本部長 それでは、できる限り御対応をよろしくをお願いします。

そのほか、御質問、御意見はございますでしょうか。

○保高委員 土壤汚染に関しては特段、お答えのとおりでよいかと思うのですが、前回の議論の中でずっと、19 から 26 までかなりいろいろなコメントが出たと理解しております。最後、26 の回答で「分かりました」ということで御回答いただいているということは、前回、都民の質問がかなりたくさんありまして、それに対して1つはお答えになっている対応表みたいなものが確かあったと理解しておりますが、それに関して、「分かりました」という回答は、もう一度、表記なり対応について見直すという理解でよろしいですか。その確認です。

○事業者 26 番のときの審議の流れで、地域の方々とのコミュニケーションをしっかりと引き続きとっていただきますねというようなお話の流れの中で、「分かりました」ということで言わせていただいたのですが。

○保高委員 委員の方々の理解も違うかもしれませんが、例えば基準を満たしているから大丈夫なのではないかとか、いろいろな御懸念があって、それに対して基準を満たしているから大丈夫というコメントでかなり回答されていたというところで、そのことを含めて19番から26番まで同じような質問がついたと理解しておりまして、それに対して「分かりました」ということは、ではあの回答に関しては特段改善するつもりはなく、今後コミュニケーションを密に図っていくという理解でよろしいですか。

○事業者 そうですね。引き続き地域の方々との説明会とか、また少数での意見交換会という場がありますので、そういう場を利用しながらコミュニケーションをしっかりとっていくというので進めていきたいと思っております。

○保高委員 少し重たいような話に関してはしっかりと対応いただけるという理解でよろしいですか。

○事業者 そうですね。

○保高委員 わかりました。ありがとうございます。

○事業者 土壤汚染の話のところについてで申し訳なかったのですが、5番のところでは、こちらは油の汚染について御意見をいただいた中で、そのときに回答が、「適切に確認しながら検討していく」と、そういったコメントになっているのですが、我々としましては、油で

汚れた土壌が出てきた場合には、もちろん事業者としてしっかり対応はとっていきます。それと、評価書案の記載につきましては、環境局と協議しながら進めていきたいと思っております。

○保高委員 基本的には、環境省の油対策ガイドラインというのがあるので、それに基づいて対応していただく。要は油膜と油脂を見るということをしていただくことになると思うのですが、その頻度とかに関しては多分都の環境局は土壌汚染に関しては、油に関してはあまりコメントがないはずなのですよね。あくまで自主的に事業者がやられるというスタンスをとられると思うので、都が、環境局がやらなかったからやらなくていいというスタンスではなく、事業者としてはそこは確認していただきたいということで、環境局がやらなくていいと言ったからやらないというスタンスではないほうがいいと思います。

○事業者 わかりました。

○坂本部長 そのほかございませんでしょうか。

○池邊委員 その他で、24番ですが、前回、コミュニティが分断されるという懸念や公園へのアクセスなどについて影響が予測されるがということで、要所要所の交差点については横断歩道を持っていてということですが、コミュニティ分断については、国の事例ばかり出して恐縮なのですが、外環などでも、かなりコミュニティの分断というものが問題になりました。特にここで要望はないというお話だと思いますが、横断歩道なのか歩道橋なのかというところ、また、今歩道橋はバリアフリーではないということで、できる限り横断歩道という部分があるのだと思いますが、特に自治体等の分断があるところ、あとまさに公園へのアクセスをかなり密にやらなければいけないようなところについては、歩道橋にスロープをつけるとか、そういうものもあわせて多分、この回答でいいのだと思うのですが、そういうことを、要望がないのでやらないということではなくて、できる限り、要所要所というのがどこまで御回答になるのかわかりませんが、その念押しだけよろしくお願いします。こちらも、よろしく申し上げますということで回答は結構です。

○坂本部長 その他、ございますでしょうか。

私は騒音・振動の担当なのですが、2番の低減措置について、もともと住宅地のところを幹線道路を通してしまって、環境基準が65、70になってしまう、それは住民の方にとってはかなりのインパクトであるので、もちろん、であるからこそ、低減措置されると思うのですが、それをわかりやすく書いていただきたいという意見です。こちらの評価書案の中ではそこまで記載していなかったのが実情というのはわかったのですが、ちょっと工夫をしていた

できればありがたいという意見です。

○事業者 この評価書案でも複数のページで道路の断面とかそういった構造をかいているところがありますので、そのこのところに遮音壁とかケーソン舗装とか、そういったコメントを入れながら対策をとっていつているというのを評価書するときにはまとめていきたいと思っております。

○坂本部長 そういうところで、要所要所で対策をしているのだという姿勢を見せていただければ。

○事業者 ありがとうございます。

○坂本部長 その他、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日の2回目の質疑についてはほかに特に御意見はないようですので、質疑終了としたいと思います。事業者の皆様、ありがとうございます。事業者の方は元の席に戻ってください。

○坂本部長 それでは、以上の議論を踏まえまして次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思っております。これは最終的に意見を検討するという意味ですね。

○森本アセスメント担当課長 そうですね。中にはその意見にはならないという結論にもなる場合も、次回、総括審議の中では出てくるかとは思いますが、まず、意見に向けた候補と考えていただければと思います。

○坂本部長 俎上に上げる項目を挙げていきたいと思っております。委員の皆様から意見になり得る要検討事項ですね。資料2で議論いただいたものの番号で、これは重要だ、これは重要ではないということをお願いしたいと思っておりますが、では、宗方委員。

○宗方委員 先ほどからこだわっている14番の変化の問題は小さいと断言するといろいろと語弊を招くと思っておりますので、事業者はいろいろと考えていらっしゃる措置も含めて長期的には緩和していくのだという方向でやっていくのだという理解で私はおりますので、ぜひ残していただければと思います。

○坂本部長 その他。

○池邊委員 景観の中にありました、私が指摘したのではなくて、宗方委員からお話のあった8番のほう、「事業の実施により既存の植栽等が消滅することに対する代償はどのように考えているのか」ということで、街路樹等ということ、言い方は悪いですけども、一般的な回答でしたので、代償になるような美しく豊かな街路樹をと思っておりますので、ぜひともその部分は景観の中での先ほどの壁面緑化も含めて、緑化のあり方の部分で景観に入れていた

だきたいと思います。

○坂本部長 その他、保高委員はありますか。

○保高委員 土壤汚染に関しては6番、7番は特段残していただく必要はないかなと思います。

5番は、法令上対応が必要ないこととなりますが、旧軍事施設ではよく油が出ているというのは一般的な話ですので、これは残していただいたほうがいいかなと思います。

○坂本部長 その他、宮越委員は何か御意見はございますか。

○宮越委員 私が担当している水循環とか地盤については今回評価項目に上がっておりませんが、騒音・振動について都民からの意見も出ていると思いますので、これについては残していただいたほうがいいと思います。具体的には2番になりますかね。

○坂本部長 ありがとうございます。

その他、池本委員は何かありますか。

○池本委員 廃棄物の15、16番は特に御回答いただいていることでいいのかなと思いますので、ありません。

それから、あとは項目別以外で例えば総則、頭書きみたいなものとかもあるのですが、そういうものもこういって議論する必要があるのかなというのが少し気になりました。総則というか、全体して頭書きのような形で意見を述べている場合もありますよね。

○森本アセスメント担当課長 基本的には、項目についてということで。

○池本委員 わかりました。了解しました。

○坂本部長 今回、項目に上がっている中では委員の先生方は。

○寺島委員 史跡・文化財は上がってないので、前回質問させてもらったのですが、選定しなかった理由の文面がいかにも紋切り型で、どうもウェブだけを見て書いたのではないかという印象を受けたもので、きちんとやってもらえれば別に項目に挙げる必要はないと考えております。

○坂本部長 了解しました。

それでは、今の委員の皆様の御意見で、次回に向けて検討する項目が2番、5番、8番、14番のあたりを検討することにしたいと思います。

○柳会長 先ほどコミュニティ分断の話がありましたが、横断歩道を設けるといことなので、どこに横断歩道を設けるのかということについては評価書にちゃんと書いていただかないと、通学の問題とか交通安全の問題も絡んできますので、ぜひそれは記載していただくよ

うにお願いしたいと思います。

○森本アセスメント担当課長 それについては事業者のほうに事務局からお伝えしたいと思っています。

○坂本部長 よろしく申し上げます。

では、総括審議に向けてまとめるに当たっては、今申し上げた項目を候補としたいと思います。各審議案件については部長と各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最終的な案に向けては部長に一任していただければと思います。よろしく申し上げます。

その他御意見等がございましたらお願いします。

特に御意見がないようですので、この件についての審議は終了したいと思います。ありがとうございました。

次に、「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」評価書案に係る質疑及び審議を行います。本案件は、特定の地域の案件で、これまでの部会で審議された案件の審議回数などの実績を踏まえ、計3回の審議を行う予定ですが、3回目は総括審議となるため、事業者参加による審議は今回及び次回の2回となります。本日の第1回目では、疑問点などを出し、議論を尽くしていただき、2回目は新たな問題提起を行う場としてではなく、総括審議へ向けたまとめの場としていただきたいと思いますと考えています。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知しました。それでは、資料3、都民の意見書及び関係区長の意見について説明します。

最初に意見書等の件数についてですが、都民からの意見書は1件、関係区長からの意見は2件です。都民からの意見書の件数は人数ベース、そして関係区長は千代田区、中央区、それぞれの区長からのものです。

続いて、都民からの主な意見についてです。大気汚染、騒音・振動について環境基準値を上回るような環境影響評価をこれまで見たことがないが、これは工事工程期間の切り詰め過ぎ、工事完成を急ぐ余り、建設機械や工事車両の過度集中を起こす工事工程計画ではないかという御意見。

それから、その他に関しては、首都高日本橋地下化通過の案がほぼ固まってから環境影響評価書案を提出すべきという意見がございました。

続いて、関係区長からの意見ですが、中央区長からは、施工計画、大気汚染、騒音・振動、風環境、景観などについて、また、千代田区長からは大気汚染、騒音・振動、日影、電波障

害、風環境、景観についてそれぞれご覧のとおり意見をいただいております。適宜、スクロールいただき、ご覧いただければと存じます。

なお、今御説明しました都民の意見書、それから関係区長からの意見に対する事業者の見解は、事業者の方から提出いただいた見解書を本日机上に配付していただいておりますので、そちらも適宜御参照いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

○坂本部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等がありましたらお願いします。

もし特に、今の資料について御意見、御質問等、ないようでしたら、事業者の方との質疑応答を行うこととしたいと思えます。事業者の方は席の移動をお願いします。

それでは、まず、大気汚染について担当されている日下委員が御欠席ですので、事務局で質問等預かっているとのことですので紹介していただきたいと思えます。

○森本アセスメント担当課長 今、部会長からありましたとおり、日下委員から預かっております質問などを紹介させていただきます。

日下委員からは、大きく2点預かってございます。口頭、読み上げで紹介させていただきます。

1 点目です。工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測が環境基準を超過している点が気になります。事業者としては、この点についてどのように考えているか、お教えてください。

2 点目になります。近隣では日本一のビル建設や高速道路の地下化など工事が進行、予定しています。工事中は工事用車両が多数通行することが懸念されますが、事業者としてはどのように対策を考えておられるか、お教えてくださいというものです。

○坂本部会長 ありがとうございます。それでは、今日の日下委員の御質問に対して回答をお願いします。

○事業者 よろしくをお願いします。

まず、1 点目の大気汚染のうちの工事中の二酸化窒素が環境基準を上回っているということですので。予測の結果として、二酸化窒素が上回っているという形ではございますが、現時点で施行者のほうは未定ではございますが、現段階で影響予測として最大の想定条件ということで、最も厳しい条件で予測させていただいたところですので。その予測としては、建設機械が現在同時に稼働するという条件で厳しい予測条件になっているのですが、今後、施行者が

固まった段階で、またこのあたりの工事計画についての合理的な施行計画の組み立て等を施行者にも指導しまして、できるだけ台数の低減ですとか集中稼働を避けるということ、合理的な稼働などに努めて、影響の制限に努めてまいりたいと考えております。

2 点目、工事用車両について、周辺での開発等がある中で対策をどう考えているかということです。工事用車両の影響予測については、現時点で公表されていて、予測条件として盛り込むことが可能なものに関しては、この評価書の中で予測をさせていただいております。周辺の開発を幾つか、アセスの案件も伺いますけれども、例えば日本一のビルというのは隣接の常盤橋地区の開発建物ですけれども、そちらについては影響予測のほうに、将来基礎交通量という中で反映させていただいているところです。それを持った予測結果を示させていただいております。

もう1つの首都高の地下化については、オリンピック以降の着工とお聞きしているのですが、具体的な年月、いつの時点で何台稼働するかというのが明確にはわからない状況ですので、それについては盛り込まれていない状況ではございますが、今後の考え方としては評価書案にもありますとおり、できるだけ工事用車両の効率的な計画を考えると、そういったことで騒音・振動、大気汚染についての影響低減に努めてまいりたいと考えております。

○坂本部長 ありがとうございます。

私は、騒音・振動の担当なのですが、複数の工事がある、その影響が総合してあらわれるというのは騒音も同じなので、これはほかの、この近辺でたくさん今事業をやられていて、そういうところで私は申し上げているのですが、同じように日下先生の御意見は、騒音・振動もかなり懸念しているところですので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議論をいただきたいと思いますが、この案件の評価項目が大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財となっております。御担当の委員の方々から御議論をいただければと思います。よろしくお願ひします。

では、こちらからお聞きしてよろしいですか。日影と景観は宗方委員の御担当ですが、何かございますか。

○宗方委員 日影に関しては、土地柄、余り居住者がいないということで、そう大きな問題ではないということもありますが、あと景観に関しても、デザインに関してはデザイナーの方々が頑張ってくれるだろうとは思っております。

話が飛んでしましますが、風のほうで。風の予測です。評価書案の220ページぐらいのと

ころにいろいろとありますが、首都高の高架の問題はどう扱ったものでしょうか。高架がある状態で書いていらっしゃるのか、ない状態で検討されているのか。

○事業者 首都高については今回風洞実験で予測を行っておりますが、首都高の高架というのは現状のまま残した形にさせていただいております。計画としては、首都高の地下化ということで発表されているところではございますが、現在、本事業の竣工の時点で恐らく首都高の高架のほうについてはまだ残っている状況ではないかということで、その竣工時点の想定の中でそのまま残した状態ということで予測評価を行っております。

○宗方委員 そうすると、首都高がなくなった暁には北北西の風による影響が結構変わる可能性はあるのかなという理解でいいのでしょうかね。防風スクリーンの設置が南西の角のところと考えられているようで、それは北側にもつけないのかなと思ったのですが、コメントしたのですが、こちらのほうは防風植栽があるから、西向きのほうに関してはある程度カバーできるぐらいの理解でよろしいでしょうか。

○事業者 西側のほうは、評価書案の 216 ページに予測に反映した環境保全のための措置ということで掲載しているのが防風植栽の内容です。ちょうど西側の広場のような形で設けておりまして、こちらに防風植栽を計画しておりまして、北西ですとか南西寄りの風等からの風を対策する意味で植栽を配置させていただいているという状況です。

○宗方委員 ありがとうございます。

○坂本部部长 続いて、電波障害です。小林委員。

○小林委員 電波障害に関しまして事務局から事前に説明をいただきながら、「電波障害」の項目のところ全体に目を通しましたが、特段、気がついたところはありません。

それから、先ほど事務局から御説明がありましたが、今日の資料の 19 ページの千代田区長の意見ということで、(3)のところ、「評価書案のとおり対応されたい」ということが書いてありまして、その対応する事業者からの見解のところは、見解書と対応するところ、薄い冊子の 56 ページに事業者の見解が書いてございますが、もし電波障害が生ずることが明らかになった場合には適切な対策を講じると。適切な対策の具体的な内容に関しましては、分厚いほうの本編の 202 ページに工事の施行中、それから工事の完了後の両方に関して適切な対応の具体的な内容が書かれておりますので、そういうことを勘案しまして総合的に見て、特段の問題はないと。電波障害に関しましては特段の問題はないと判断しております。

○坂本部部长 ありがとうございます。

史跡・文化財について寺島委員。

○寺島委員 実質的には特にこれで問題はないと思うのですが、お江戸のど真ん中の開発でいつも気になっているのですが、281 ページの一番上のほうの文章に「計画地内に周知の埋蔵文化財の包蔵地の存在はなく」と書いてあります。一番下に「工事の施行中に、周知されていない埋蔵文化財が確認された場合には、適切な措置を講じる」と。これでいいのかもしれませんが、1 ページ前をめくっていただきますと、江戸の復元図が描いてございます。これ、全部びっしりと町屋があるのですよね。あったのですよ、確実にあったわけですね。ないわけではない。ただ、現状を見ますと、かなり大きなビルが建ってしまっていて、全て壊されている可能性もあるのですが。ただ、区の教育委員会の方に立ち会ってもらって、残っているか、残っていないか調べるわけですが、そのあたりの表現の仕方をもう少し、事業時に埋蔵文化財はないという言い方はもう少し何とかならないかと、常に思っております。少なくとも教育委員会と密接な連携をとってやっていきますとか、そのあたり、いわゆる紋切り型の文章だけではなくて、実際にどういう行動をとられるかということ、もう少し触れていただくと安心ができるかなという気がします。

○事業者 文化財に関しましては、確かに御指摘いただいたとおりでございます。一方で、御指摘いただいたとおり、町屋がかつて存在していたというところも評価書案に記載しているとおりですので、そうした中で今後中央区の教育委員会と調整を図りながら適切な対応を図ってまいりたいと思いますので、また、そのあたりの表現について御指摘がございましたらまた評価書の中で。

○寺島委員 相談されて、よろしくをお願いします。

○事業者 承知しました。

○坂本部長 ありがとうございます。

私は、騒音・振動の担当なのですが、これは質問ですが、こういう都心の事業の計画ですと、東京の場合、必ずといっていいほど環境基準を超過しているところで、例えばこの事業でも 128 ページ、129 ページに等価騒音レベルの値と○×が、環境基準を超過しているか、していないかが書いてあるのですが、70dB を超えるところが×で、70dB ぎりぎりのところも結構あるのですが、こういったものは事業の計画をするに当たってどういうふうに考慮され、配慮されているのですか。例えばルートを決めるときに配慮するとか、そういうことはあるのかどうか。

○事業者 ルートの設定に当たっては、騒音・振動だけで決めているというわけではないのが実情ではありますが、例えば工事の計画を立てるに当たっては出入り口を絞ってしまうと、

ルートも絞られてしまうことになってしまいまして、そういった分散が逆に凶られてなくなる。あとは、工期が長くなってしまって周辺の住民の皆様にお迷惑をおかけする期間が長くなってしまいうちで、できるだけそういった迷惑をおかけする期間を短くするとか、そういったことも踏まえながら総合的に検討しているところでございます。

あとは、完了後については、警視庁との協議等もございまして、そういった交通処理の観点も含めた中でルートを設定させていただいているところでございます。

○坂本部長 多分、騒音だけで決まるものではないというのはそうだと思うのですが、それで、そうであったときに、評価書を見ているといつも、影響が1dB以内だから影響は小さいと、いつもそういう結論になっていて、私はいつも申し上げることなのですが、影響が0.5dBの増分だから影響が小さいと。どんどんためていくと、どんどん大きくなってしまふ。なので、こういうところの表現は何とかならないかなと思っています。要は、都民の皆さんからの意見でも、必ず70dBを超えているようなところは御意見が出てくる。なので、なるべく御配慮いただきたいというのがこちらの希望なのですが。

○事業者 今の御意見も踏まえまして、今後、実際に施行者が決まった段階で詳細な検討ということになりますので、今後詳細を検討してまいりたいと思います。

○坂本部長 よろしく申し上げます。

それでは、そのほか、御質問、御意見等ございませぬでしょうか。

○池本委員 大気のところの、日下委員からの御質問に対する御回答のところ、保全対策のお話で建設機械の稼働台数を減らすであるとか、あと稼働時間を少なくするというような御回答があったように記憶しているのですが、一方で、都民の意見では工事工程期間を切り詰めているのではないかなという御意見も出ていまして、そのようなところで考えると、トレードオフになってしまうのではないかなと感じているのですが、工事工程の余裕度とかそういったところがあるのかどうか、現実的なのところなのか。最近私が感じているのは、年間の中でも大気であれば多少濃度の増減もあつたりするので、例えば環境濃度が低い時期に多少少し集中させるとか、そのような対策もあるのではないかなということ考えていまして、もちろん工事工程が許せばの範囲なのですが、今の段階では考えられることは限られていて、発注後にならないと考えられないことが多分多いと思うのですね。ですので、今の段階で考えられることといったら、そういったようなことで、あとは現実的なのところの対応をどれだけできるかという検討が必要かと思うのですが、まず、最初にお話しした、そういったスケジュールと、お話しいただいたようなところのトレードオフのところ矛盾が生じていない

のかというところを確認させていただきたいと思います。

○事業者 工事工程の施工計画の策定に当たっては、現段階ではまだ評価書案段階ということで、施工者も未定というところがございます。ある程度、今回の事業計画、建物を建設するに当たっての現実性を踏まえながら、多少は身を持たせたようなことを検討させていただいているところですが、ただ、そのあたりは今後施工者の施工方法によっても変わる要素もあるというところですので、今後そのあたりは慎重に対応していきたいと思っております。

○坂本部長 その他ございますでしょうか。

よろしければ、これで今日の第1回の質疑、審議は終了したいと思います。

第2回に向けましては、本日出ました論点をもとに審議をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は元の席に戻ってください。

本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。傍聴人の方は退場してください。

(午前 11 時 27 分 閉会)

(傍聴人退場)